

上島町は町民の皆さんのマイホーム取得を応援します！ 上島町新築住宅建設支援事業

町内定住人口の増加と町内建築業者を含めた地域経済の活性化を図るため、住宅を新築する施工主に対し、補助金を交付します。

●対象者

- 新たに住宅を建築する施工主で、以下の要件を満たす方
- 1 平成31年3月31日までに新築住宅が完成する方
- 2 新築住宅の取得に1,000万円以上の費用を要した方（土地代は対象外）
- 3 上島町に定住の意思がある方
- 4 当該新築住宅を主として使用する方（別荘は対象外）
- 5 交付申請時において、申請者および同居している者に町税等の滞納がない方

●対象経費

土地代を除く、住宅の建築に要した費用

●補助金額

- 1 住宅取得補助
上記対象者に対し、50万円を支援

- 2 町内建築業者割増
町内建築業者を使って新築する場合には、更に50万円を割増支援（上記1+2=100万円）
- 3 移住者上乘
町内に住宅を新築する移住者（1ターンして10年以内）は、上記金額に50%を上乗せ支援（上記1+2+3=150万円）

●申請時期

新築工事着手の20日前まで

●申請・問い合わせ

農林水産課 ☎75-2500



上島町では「太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」を制定しています

●ガイドラインの対象となる施設（10kW以上の事業用太陽光発電施設）

【事業者の方及び事業者土地を譲渡・賃貸借される方へのお願い】

▶設置するのに適当でないエリアがありますので、ご確認ください。

- ①法令上制限されている区域
- ②生活環境、景観、防災等の観点から、施設設置により甚大な影響が想定される地域

▶施設の適正な設置のための手続きをお願いします。

- ①町との事前協議：工事着手前に設置予定地の事業概要書を提出し、関係法令、地元関係者への説明等について必ず協議してください。
- ②地域の理解促進：事業計画を地域の関係者に丁寧に説明し、理解と同意を得たうえで工事に着手してください。

▶施工に当たって配慮すべき事項に沿った対応をお願いします。

- 生活環境、景観、防災・安全対策など
- 事業者名や緊急連絡先の表示

▶施設を設置した後は、適正な維持・管理、撤去・廃棄に努めてください。

- 保守点検・災害発生時の対応・緊急連絡先の表示など
- 事業終了後の撤去・廃棄についても事業計画に位置付け

※すでに工事に着手していたり発電を開始している場合でも、ガイドラインの趣旨に沿って、適正な施工や維持・管理に努めてください。

※太陽光発電施設をご検討の際には、住民トラブルが発生しないようまずはお相談ください。

●問い合わせ 農林水産課 ☎75-2500

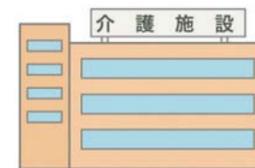


今年度から

65歳以上の方の

介護保険料が変わります

第1号被保険者（65歳以上の方）が負担する介護保険料は、各市町の状況に応じて3年ごとに見直すことになっており、介護保険事業計画に基づいて見直した結果、第7期（平成30～32年度）の保険料（基準額 第5段階）を月額5,039円に改定します。



介護保険制度は、高齢者の生活を支える制度として普及、定着する一方、利用者と介護サービスに必要な費用が毎年増加しています。

高齢化に伴う介護保険サービス利用者の増加や一人当たりの介護給付費の増加などに伴い保険料の引き上げが必要になりますが、町の介護給付費準備基金を取り崩して、できる限り保険料の上昇を抑えています。

保険料は、本人及び世帯の合計所得金額、町民税の課税状況等に応じて決まります。

平成30年度の保険料額は、前年の課税状況が確定する6月に計算し、決定した年間保険料額を7月中旬にお知らせします。

●問い合わせ 上島町役場各総合支所 健康推進課

- 弓削・生名 76-3000
- 岩城 74-0755
- 魚島 74-1120



※ 年間保険料は、100円未満を端数処理しています。

所得段階	所得などの条件	保険料	
		保険料率	年額（円）
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が町民税非課税の老齢福祉年金受給者、世帯全員が町民税非課税で課税年金収入と所得の合計金額が80万円以下の方	基準額×0.45	27,200円
第2段階	世帯全員が町民税非課税で課税年金収入と所得の合計金額が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.75	45,300円
第3段階	世帯全員が町民税非課税で課税年金収入と所得の合計金額が120万円を超える方	基準額×0.75	45,300円
第4段階	本人が町民税非課税（世帯に課税者がいる）で課税年金収入と所得の合計金額が80万円以下の方	基準額×0.90	54,400円
第5段階	本人が町民税非課税（世帯に課税者がいる）で第4段階以外の方	基準額×1.00	60,400円
第6段階	本人が町民税課税で合計所得額が120万円未満の方	基準額×1.20	72,500円
第7段階	本人が町民税課税で合計所得額が120万円以上200万円未満の方	基準額×1.30	78,600円
第8段階	本人が町民税課税で合計所得額が200万円以上300万円未満の方	基準額×1.50	90,700円
第9段階	本人が町民税課税で合計所得額が300万円以上の方	基準額×1.70	102,700円

要保護・準要保護児童生徒の就学援助について

小中学校の児童生徒で、経済的理由により就学が困難な保護者に対して、必要な援助を行い、義務教育を円滑に実施する制度です。

- 対象者 上島町立の小・中学校に在学している児童・生徒の保護者で、次のいずれかに該当する人
・生活保護法に規定する保護の対象となつている人(教育扶助の範囲以外での援助となります。)

- 申請期間 当初申請時期(6月中旬予定)
・当初申請期限日までに申請受付された方は、4月以降に対象基準を満たした日から対象となります。

- 申込方法 「就学援助希望申請書」に必要事項を記入のうえ、各証明書等を添えて、教育委員会または学校に提出して下さい。
●問い合わせ 教育委員会 77-2207

重く・ひとり親医療の受給者証更新手続き

重度心身障がい者・ひとり親医療の受給者証をお持ちの方へ

現在お持ちの重度心身障がい者・ひとり親家庭医療の受給者証は、有効期限が平成30年6月30日までとなっておりますので、更新の手続きが必要になります。

更新は、6月29日(金)まで行っておりますので、各総合支所住民課又は住民福祉課にて手続きを行ってください。

- 問い合わせ
弓削住民課 77-2503
生名住民課 76-3000
岩城住民課 75-2500
魚島住民福祉課 78-0011



お忘れなく! 児童手当現況届のご案内 ~提出は6月中に~

平成30年度の所得制限限度額

Table with 3 columns: 扶養親族等の数, 所得制限限度額, 収入額の目安(給与収入のみ). Rows show limits for 0 to 5 dependents.

※所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がいる方についての限度額は、上記の額に当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき6万円を加算した額です。

- 問い合わせ
弓削住民課 77-2503
生名住民課 76-3000
岩城住民課 75-2500
魚島住民福祉課 78-0011

児童手当を受給されている方は、毎年6月に「児童手当現況届」を提出していただく必要があります。現況届は、毎年6月1日の受給者の方の状況を確認し、手当を引き続き受けることができるか認定するための大切な届出です。

詳しくは上島町役場各総合支所住民課及び住民福祉課までお問い合わせください。

現況届に必要な添付書類

- 受給者が被用者(サラリーマン等の厚生年金加入者)の場合
「健康保険被保険者証(受給者本人)の写し」又は「年金加入証明書」
●その他必要に応じて提出する書類
養育する児童と別居している場合には、「別居監護申立書」や「児童の「マイナンバー入り住民票謄本」が必要です。

人権擁護委員の日

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。

私たちの町の相談パートナーである人権擁護委員は人権を侵害された被害者の救済や人権相談活動のほか、人権尊重思想の普及・高揚を図る啓発活動に取り組んでおり、本年は人権擁護委員制度70周年の年に当たります。

差別問題、暴行、虐待、体罰、いじめ、プライバシーの侵害など、人権問題でお困りの方は、相談専

用ダイヤルを通じて人権擁護委員か松山地方方法務局へご相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

●各種相談ダイヤル(8時30分から17時15分まで)

- 子どもの人権 110番
0120-1007-1110/女性の人権ホットライン 0570-070-810/みんなの人権 110番 0570-1003-110/外国語人権相談ダイヤル 0570-1090-922(9時から17時まで)

●上島町の人権擁護委員

「歯の健康相談」のご案内

- 日時
・8月8日(水)
・11月21日(水)

- 弓削地区 6/30まで 中 美幸氏
生名地区 7/1から 宮川 阪光氏
岩城地区 6/30まで 山本太郎氏
魚島地区 7/1から 古本 貢氏
中村 一義氏

- ・平成31年2月20日(水)
●内容 歯科健診、フッ化物塗布、健康相談など
●場所 今治保健所
●対象 障がいを持つ児童とその保護者など
●申し込み先(要予約) 今治保健所 健康増進課 健康づくり推進係 0898-1231-2500(内237)



お好みでにんじんや油揚げなどの具を入れても美味しいです。

漁師さんの鯛めし

●材料(6人分)

- 真鯛・1尾(500g程度) ★しょうゆ・・・大さじ1
米・・・4合 ★酒・・・大さじ2
塩・・・小さじ2 ★塩・・・小さじ1
水・・・720cc
昆布・・・10g
海水・・・およそ鍋1杯分

漁師さんが船の上ですという、海水でお米をとぐ作り方です。真水で研ぐより美味しく出来上がるといえます。海に囲まれた、島ならではの作り方です。

●作り方

- 1 鍋に汲んできた海水を使い、お米をとぎます。最後に真水ですすぎ、ざるに上げて水を切ります。
2 土鍋に水を切ったお米と水720ccを入れ、20~30分つけておきます。
3 真鯛はうろこ内臓をとり、両面に塩を振ってペーパータオルに包み、15分ほどおいて余分な水分を取ります。
4 真鯛の両面に浅く切込みを入れ、魚焼きグリルで両面を焼きます。中まで火を通さず、表面に少し焼き目が付く程度が良いです。
5 2の土鍋に★の調味料を入れてひと混ぜし、昆布を入れてその上に④で焼き目を付けた真鯛をのせ、ふたをして強火にかけます。
6 沸騰して蒸気穴から湯気が激しく出てきたら、弱火にして12分炊き上げます。
7 火を止めたら、10分ほど蒸らします。
8 真鯛と昆布を取り出し、真鯛は骨を取り除いて土鍋に戻し、ごはんと一緒に底の方からよく混ぜます。
9 茶碗によそって出来上がりです。いざよりに木の芽やえんどう、たけのこなど季節のものを添えてください。



● **問い合わせ** 健康推進課
76-3000

● **申請の受付** 各総合支所
又は公共交通課(立石港務
所内)

● **お問い合わせ** 健康推進課
76-3000

上島町75歳以上優待制度

上島町では高齢者福祉の一環として、町内に住所を有する75歳以上の方の生名フェリー旅客運賃を無料としています。75歳以上の方で優待乗船証の申請がお済みでない方は、申請をお願いします。また、新たに75歳にならない方は誕生日の10日前から申請ができますので、手続きをお願いします。

なお、ご利用者が亡くなられたり、転出された場合には優待乗船証のご返却をお願いします。

平成29年度 情報公開・個人情報保護制度請求状況

情報公開請求は、4名から5件の公文書公開請求があり、その請求内容および処理状況は次のとおりです。なお、個人情報の開示請求は0件でした。

● **問い合わせ** 広報情報課 ☎77-2500

● 請求件数と処理状況

実施機関	請求件数	開示	不開示	文書	書し却下	不服申立て
町長	4	2	2	0	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0	0
その他委員会	0	0	0	0	0	0
消防長	0	0	0	0	0	0
議会	2	2	0	0	0	0
合計	6	4	2	0	0	0

● 請求内容

放課後児童クラブ関係書類/情報公開の請求書等書類/公務旅費関係書類/町長関係書類

平和を仕事にする。陸・海・空自衛官募集!

個人の希望能力に応じて選べる進路(すべての種目受験可能・受験料無料・試験会場まで送迎有り)

募集種目	種目の概要	応募資格	受付期間	1次試験	
				時期	場所
一般書候補生	・現場で活躍をしながら書を養成する制度 ・入隊2年9ヶ月以降、選考で曹に昇任	18歳以上27歳未満(現高3生含)	7/1(日) 9/7(金) ※自衛官候補生は随時	9/21(金)~23(日)のうち1日	今治市中央消防署
自衛官候補生	・3ヶ月後に2等陸・海・空士に任用 ・陸上は1年9ヶ月、海上・航空は2年9ヶ月を1任期として任用(以降は2年を1任期)			一般男女:7/22(日)、8/26(日)、8/27(日)のうち1日/ 高校生一般男子:9/18(火)~23(木)のうち1日 高校生一般女子:9/25(火)	陸上自衛隊松山駐屯地
航空学生	・海上・航空自衛隊のパイロットを養成するコースで、入隊2年後に飛行幹部候補生に			9/17(月)	松山青少年センター

上島町内において適宜に説明会を行う予定です。お気軽にお越しください。

● **申し込み・問い合わせ** 自衛隊愛媛地方協力本部今治地域事務所 ☎0898-33-0038

第59回水道週間

● **期間**
6月1日(金)~7日(木)

● **水道週間スローガン**
「水道水 おいしい 安全」

● **問い合わせ** 生活環境課
☎77-4545

ヘルメット購入費補助金

上島町では、自転車の交通事故防止を図り、ヘルメットの着用率100%を推進するため、ヘルメット購入費の一部を補助しています。自転車に乗られている方で、ヘルメットをお持ちでない場合は、自身の安全のためにも是非購入しましょう。

● **対象者及び補助金額**
① 町内の販売業者で購入した町民の方の購入費 1/2補助(限度額2千円) ② 町外販売業者で購入した町民の方および町外から通勤・通学し、町内で自転車を利用している方の購入費 1/3(限度額2千円)

● **申請に必要なもの**
① 上島町自転車ヘルメット購入費補助金交付申請兼請求書 ② 販売業者の発行した領収書の原本

● **問い合わせ**
総務課 ☎77-2500

しまの未来懇談会

上島町では、昨年度から町民の皆様の自治意識の高揚と町民と行政の協働のまちづくりを推進するため、「しまの未来懇談会」を実施しています。

上島町の未来について、町長との意見交換を希望される町民の皆さまの要請に応じて、随時開催されるものですので、是非ご活用ください。

● **対象者** 町内に在住、在勤又は在学する方で構成される概ね5人以上の団体およびグループ

● **実施日時** 原則9時から21時までの間で1時間程度

男女参画社会づくり推進 県民大会参加者募集

● **日時** 6月20日(水) 13時30分~15時30分

● **会場** ひめぎんホール サブホール

● **基調講演** 大森 美香 「あさが来た」脚本家

● **参加料** 無料

● **申込方法** 電話、はがき、ファックス、メール

● **問い合わせ** 県男女参画・県民協働課男女参画グループ ☎089-919121-23332

HIV検査普及週間

夜間のHIV検査・相談を実施します。※予約不要

● **日時** 6月5日(火) 17時~19時

● **場所** 今治保健所1階

● **問い合わせ** 今治保健所 感染症対策係 ☎0898-2312500(内線228)

マダニの感染にご注意!

マダニに咬まれて感染する「重症熱性血小板減少症候群(SFTS)」の発生が増加する時期になりました。農作業やレジャーなどで野山、畑、草むらなどに入る場合は、十分注意しましょう。

● **マダニ**とは、屋外に生息する比較的大型(吸血前3~8mm、吸血後10~20mm)のダニです。家庭で食品や衣類などにつくダニとは種類が違います。

● **主な症状** ウイルスを保有するマダニに咬まれて6日~2週間後に、発熱、嘔吐、下痢、腹痛などの症状が現れます。重症化し、死亡することもあります。

● **予防のポイント**
★マダニに咬まれないことが重要ですので、山林、草むらなどマダニが生息する場所に入るときは、肌を出さないよう、長袖、長ズボン、足を完全に覆う靴、帽子、手袋等を着用しましょう。

★飼犬等がマダニを付けて持ち帰ることがありますので、散歩後はブラッシングし、犬小屋等は常に清潔に保ちましょう。マダニ忌避剤も有効です。

★吸血中のマダニに気づいたら、つぶしたり、無理に引き抜いたりせず、病院(皮膚科)で処置してください。熱などの症状が出たら、速やかに病院を受診しましょう。

● **問い合わせ** 健康推進課 ☎76-3000

